居宅介護支援事業所の運営指導について

運営指導では、事業所の運営や報酬の請求の状況を確認し、必要な助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化やサービスの質の確保・向上を目的としています。栗東市の条例や国の省令、通知などに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、運営指導当日にはその内容の確認をしていき、指導を行います。

国において令和６年度報酬改定がなされましたので運営基準及び算定基準の改正内容をご了知ください。

1．令和３年度介護報酬改定により努力義務化され、令和６年度から義務化されるもの

- 業務継続計画の策定
  ※令和 6 年度介護報酬改定により業務継続計画未実施減算が新設。ただし適用はされるのは、令和 7 年 4 月 1 日以降となります。

- 虐待防止の推進（指針整備、委員会設置、研修の実施）
  ※令和６年度介護報酬改定により高齢者虐待防止措置未実施減算が新設。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（指針整備、委員会設置、研修の実施）

  上記の事項について、運営規程に追記されている場合（虐待防止の推進は令和 6 年 3 月 31 日までに運営規程に追記する必要有り）においても、市への変更届出書の提出は不要とします。ただし、令和 6 年度以降の運営指導時等で提出を要請する場合はあります。

2．令和６年度介護報酬改定について

（概要）添付あり

令和６年介護報酬改定における改定事項について（抜粋版）
※令和６年２月１４日ケアマネ連絡会において配布した資料

（国の解釈通知・新旧対照表）添付あり

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

（費用算定の基準、留意事項及びＱ＆Ａ）

介護保険最新情報 Vol.１２１２
介護保険最新情報 Vol.１２１３
介護保険最新情報 Vol.１２２５
介護保険最新情報 Vol.１２２９

※ファイル容量が大きいため、このメールにファイルを添付できませんので、「厚生労働省ホームページの介護保険最新情報掲載ページ」にアクセスしてご参照願います。

3．新加算等の算定に係る体制届出の提出期限について

適用開始月の前月１５日までに提出としておりましたが、４月適用開始につきましては、報酬改定等を鑑み、提出期限を４月１５日までとします。

※「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」について「なし」の場合は届出は不要とします。ただし、「あり」となった場合は届出をお願します。

※ケアプランデータ連携システム利用促進補助金については令和５年度をもって終了となります。令和６年度以降の継続実施はございませんのでご注意ください。

4．その他

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との介護予防支援等の委託契約書について、報酬改定に伴い委託契約書の更新を予定しております。令和６年４月２５日のケアマネ連絡会にて、令和６年度以降の委託契約書案をお渡しする予定です。